

令和6年12月10日提出

## 諫早市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例等を令和6年12月定例会市議会に追加提案

標記について、次のとおりお知らせします。

日時	令和6年12月10日(火)
場所	
内容	<p>本年度の人事院勧告及び公務員の給与改定に関する閣議決定等を踏まえ、本市職員の給与と期末手当・勤勉手当及び議員その他特別職の期末手当等の改定を行う「諫早市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び関連する補正予算を、現在開会中の12月定例会市議会へ追加議案として提出します。</p> <p>なお、議決された場合には、令和6年4月1日に遡及して適用する給与の差額について、年内の支給を予定しています。</p> <p>※議案の内容は次のURLをご覧ください。 <a href="https://isahaya-denshigikai.backshelf.jp/bookview/?filseq=3747">https://isahaya-denshigikai.backshelf.jp/bookview/?filseq=3747</a></p>
問い合わせ先	諫早市 総務部 職員課 担当:大谷、酒井 電話番号:0957-22-1500(内線3560) E-mail:shokuin@city.isahaya.nagasaki.jp
担当課	同上
備考 (記事解禁日等)	